## 22 慣行・顕彰の取扱い

## 『合併協定項目(案)』

4市町のすべての宣言を継承するが、同種の宣言文は合併時までに調整する。 また、合併時までに市章を、合併後1年程度で市民憲章、市歌、市の花·木·鳥等を定める。

## 『調整方針要約一覧』(調整不要や合併前に廃止となる調整項目を除く)

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	(定めがある場合、所要期間を明示)

1 各市町の現行に基づく統合や再編等を行い、新市全体に適用するもの	(1) 宣言	22 - 01 - 01 - 01	すべての宣言を継承するが、同種の宣 言文は合併時までに調整
	(2) 市の花·木	22 - 01 - 02 - 01	合併後1年程度で新市の花·木·鳥等 を定める
			市章は、合併時までに定める
	(3) 市章、市民憲章、市歌	22 - 01 - 03 - 01	市民憲章及び市歌は、合併後1年程度で再編し、旧市町の歌の保全と伝承に努める
2 釧路市の現行に基づき統合し、 新市全体に適用するもの	(1) 表彰制度	21 - 08 - 01 - 01	釧路市の制度に統合するが、名誉町 民への年金支給は、現行を引き継ぐ
			過去の表彰者名簿は、新市で永久保管